

六月二十日(第五日)

一 開会及び散会時刻(自午前10時四十五分至午後五時)

二 出席議員の次の通りである

議席代	名	議席代	名
一	仲村春正	九	米須清栢
二	庄喜真徳	一〇	仲本正重
三	中山勝豊	一一	中里幸助
四	安里良朝	一二	松本利宣
五	崎向健一	一三	山本朝徳
六	知記正大	一四	天久盛雄

三 出席議員の次の通りである

一 一番 花城清善

二 市町村自治法第六一条の規定により、議事進行説明のため

出席した者は次の通りである

村長 仲村春勝 助役 吳屋真復 牧役 仲村春松

経済課長 澤山安一 財政課長 富山全喜

建設課長 桑江良徳 水道課長 榎里将俊

一本会議の書記の次の通りである

書記長 松川云義 書記 昭屋教 伊佐云義

一 議事日程の次の通りである

日程第一 議案第三号 土地購入に付する

日程第二 陳情第五号 村建会への補助金交付方針につき

日程第三 陳情第六号 村婦人会への補助金交付方針につき

日程第四 陳情第七号 村青年会への補助金交付方針
 日程第五 陳情第八号 村体育協会への補助金交付方針

一 会議の顛末

議長 出席四名であります。議事成立を致し、午後二時十分閉会致します。(午前十時四十分)

議長 日程第一 議案第三十三号 土地購入に付しての議題と致します。

本日は財政委員会に付議の上、審査をお願いしてあります。が、

別紙の通り財政委員会より報告が参っております。

書記をして朗読せしめます。

財政委員長の報告を求めます。

議長 本日は六月十二日の本会議に於いて、当委員会に

付託された本案に対し、参事八人の出席を求め、慎重なふる

審査の結果、別紙報告書通りであります。

尚、詳細のことは、此後、各議員に配布いたします。

議長 次番議員の出席を報告いたします。

一 質疑を求めます。

一 番 現在三名の地主が賣却を済ませて留保を返すことが

場前どの辺り、又その理由は、柵、関係が

財政委員長の報告を三名で、筆数が四筆、敷地内に入つて

おり、他に校舎建築の場前にはありません。

委員会の話しによくと、九分通りは話し合がつかないこと

のことであります。

議長 質疑を願います	八番 附帯意見の方で、補助事業費であるところを、補助額大十五万が適当であるところであるが、その対象の項目は、	五番 婦人会活動費、九月青少年研修費を対象として、見て	八番 婦人会の活動費は、どうも事業費であるが、	五番 遺族会と古くは、村の中心と、未とくであるが、各部	別に事業費と古くは、村の中心と、未とくであるが、各部	八番 三三三平は、どうも古くは、未とくであるが、各部	五番 遺族会、活動費を、盛り上げる意味は、おもしろい	五番 遺族会、活動費を、盛り上げる意味は、おもしろい	五番 遺族会、活動費を、盛り上げる意味は、おもしろい	五番 遺族会、活動費を、盛り上げる意味は、おもしろい	五番 遺族会、活動費を、盛り上げる意味は、おもしろい	五番 遺族会、活動費を、盛り上げる意味は、おもしろい	五番 遺族会、活動費を、盛り上げる意味は、おもしろい
------------	--	-----------------------------	-------------------------	-----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

<p>一〇番 清國神社祭拜日獨自でヤミベとウミでいりりもなが 他市町村の場合合口どうぶつこわさか 他市町村の場合合口どうぶつこわさか やりかまが政府の補助で決りまへんが春、秋口政府が 礼祭に送るこわさ。夏口造後金がやまが、早算を 見ると未だ行く金が足りまますので、これでやま行く とゆふこわさ。</p>	<p>一〇番 政府の補助額口どのほが 五拾八千支給まけりまへん</p>	<p>八番 社会事業業の一端として産物の更立てけまかりまが この団体が村にどうまうか、貢献まけりまが、又どうまが 次第にあり、二二のさの団体の織りまけりまが</p>	<p>七番 田体がどうまうか、貢献まけりまが、又どうまが 実際まへりますと、口補助料が二〇〇〇余由支給まけり ンダ、その組織団体が政府のシリをセソソ、まへり 二二のまへりまが</p>	<p>六番 助産所 (千九百三十三円十分) 再補助 (千九百三十三円十分) 七番 祭拜の補助金が事業費をいとうことまかりまが、夏期 の場合は政府の補助金に、口補助料が二〇〇〇余由支給まけり 口補助料が二〇〇〇余由支給まけり</p>
---	--	--	--	---

議長	外に意見がつかれば討論を打ち切りたいと思っておりますが、異議なしと呼ぶ方もあり
〃	御異議がおりので討論を打ち切らぬことに致しませう
〃	下は陳情等五子を夜決に付しませう
〃	委員会を通り採択することに御異議ありませうか
全員	御異議なしと呼ぶ
議長	御異議がおりので全会一致で陳情等五子村遊楽会への補助金交付を陳情に付して採択することに決定致しませう
〃	日程等三陳情等六子村婦人会への補助金交付を陳情に付して議題と致しませう
〃	本業日財政委員会に付託の上審査を願うこととありませう
〃	七日の別紙通り財政委員会より報告書が参つておりました
〃	書札を朗読せしめませう
〃	財政委員長の報告を求めませう
〃	本業日について日六月十二日の本会議におき(当委員会に付託)本業日に対し六月十六日参事人出席を求めし調査結果を審査の結果別紙報告書を通りてありませう。尚詳細に付しては皆様の御質疑にお答えしませう
議長	本業日質疑を願ひませう
〃	八番婦人会とこの団体を育成するには、村にも補助をしないかお出ませう

委員合の意見にもあつて通り組織の強化が先決問題であつたと又歳入を自負の場合又自負の負担をどうにかし、二七五〇ノグ一五仙の負担額とすることを前回の婦人会の総会の場合一〇仙であることと下まつた。一〇仙一五仙の負担でその分は婦人会の活動初が目的達成出来ぬといふが又委員七〇%が中央に負担金として又出されておつた。残りの金で持つて合つて月成が可能なといふが委員一五仙とあつておつた。實際は婦人会の委員の把握がよいといふ。又一五仙の委員に二〇仙に値上げして二〇のことでありましたが役員会に話つておつた。委員があつて出来たといふのでありましたが。

七〇%中央に支出して三〇%が残る。三〇%を合つて運営するが可能なといふが又中央のほうで合つて事業をすすめるに少ふ過ぎぬかと南澤と云つた。

委員の徴収が難しいといふのでありましたが、しかし委員の件については再討論を要するといふことでもありました。

問題の委員の徴収でありましたが、委員の把握がつかぬといふことでもありましたが。

議長 暫休を取ります (午後十二時五十分)

再開会 委員 (午後一時十分)

二七番 委員が二七六〇名でありましたが、該当する人は何くら位に存するか、又補助額を二五〇円の把握につく。

議長 二七六〇人の委員を収める者がありません。實際に二六〇〇人の位はあります。理由に基づき検討して結果、現款不費の一部を

<p>を認めてこの位類が妥当であると</p>	<p>八番 婦人会を育成するにはどうすべきであるか 根本的の赤友階</p>	<p>を充分の討ふこれに補助すべきと申すか</p>	<p>手合せとしてはどう云成すべきであるか 又指導助言</p>	<p>も当てるべくして申しませうか</p>	<p>成り長婦人会の算定を見ても補助金を獲得するに力</p>	<p>三ヶ月前の算定と手合せでも論議を申しませ</p>	<p>又三月の役員改選が六月に1かおこりてふり貴方は補助</p>	<p>陳情を提出すれば補助がもうけると考へては駄目では</p>	<p>補助ももうけられず年内総会も開催して新役員も</p>	<p>選出し事業実行も立てるべきである</p>	<p>しかし今度の新会長がその意気込みが充分あることを認</p>	<p>めこの位が適当である</p>	<p>一七番 毎半年補助の月次を1ヶ月に、その実績が当然行政面に</p>	<p>表れようが1ヶ月前と申す方が、又當局とも補助を当</p>	<p>たりと同時に指導助言、組織の強化を計るかと申すか</p>	<p>どう実績がどうよに上つて来たか</p>	<p>助役 これとさう実績がまわりの、中央とつ連がどうか、御下</p>	<p>を取らふよう、又中央に於ては実績を上げたと認められ</p>	<p>てると思ひますか、これは教会的には大変に難しい</p>	<p>一七番 三月の総会も開催すべきだが六月に1ヶやつてふりて</p>	<p>三ヶ月前の算定と手合せと下り申しませうか、手合せ</p>	<p>とてども指導助言をあすべきかと思ひますか、と</p>	<p>うかがい助言をお願いしますか</p>
------------------------	---------------------------------------	---------------------------	---------------------------------	-----------------------	--------------------------------	-----------------------------	----------------------------------	---------------------------------	-------------------------------	-------------------------	----------------------------------	-------------------	--------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	------------------------	-------------------------------------	----------------------------------	--------------------------------	-------------------------------------	---------------------------------	-------------------------------	-----------------------

議長	陳情者大平を代表に付しヨリ
委員	会来通リ採扱すること御異議アリませんが、 全員の異議なしと呼ぶ
議長	御異議がかりで陳情者大平村婦人会の補助金を交 付す陳情に付て委員会来通リ採扱すること 決定致しヨリ
〃	休憩致しヨリ午後一時三十五分
〃	再開致しヨリ午後二時五十分
〃	一九番議員の出席を報告しヨリ
〃	日程の陳情者七早村青年会への補助金交付方 陳情につき議題を致しヨリ
〃	本会財政委員会に付託の上審査を依頼しヨリ よしモ別紙通り財政委員会より報告書が送ら れりヨリ
〃	書込を付し附読せしめヨリ
〃	財政委員会長の報告を求めヨリ
議長	本会に付し六月十日の本会議におき当委員会 に付しヨリ本会に対し六月十日の会考へ出席す べきと博志を審査の結果別紙報告書を送り てヨリヨリ、向洋に付しヨリヨリヨリ カネヨリヨリと在りヨリ
議長	質疑を求めヨリ
一。番	歳入の事業費と歳出の二款一目とつくりヨリヨリ ヨリヨリヨリ

議長 指摘通りであり、活動関係費用は、事業収入
 で支けて、公営代として支出して、
 議長 休憩致します(千位三時六分)
 再開致します(千位の時)
 只今の時不参ります、暫く時間延長をしようと思ひます、
 田舎議おれと呼ぶ、
 待異議のありの下、時間延長をすることに致します、
 一三番議員 早速です、
 休憩致します(千位の時一分)
 再開致します(千位の時五分)
 一七番 全口、青年会にどうするか、方法を派遣しようか、
 別々団体と思つて、特定の費用を上げて補助して貰ふと
 此れはむしろ自主的活動を盛上げることにあつて、
 自主財源でやるべきである、
 又派遣の方法は、青年会では、ほつての者を
 派遣せしめ、このことでもあり、
 議長 大体質問のついでと思ひますが、お質疑を打切ること
 がない、
 田舎議 おれと呼ぶ、
 待異議が、おれので、質疑を打切ることには、
 討論を願ひます、
 一七番 本陳情のついで、おれ、おれ、おれ、おれ、おれ、
 青年会に、おれ、おれ、おれ、おれ、おれ、
 通り、社会の先端を行く、青年会であり、保護育成

	しふりれば出来おつて、今後は会々組織に不合理な と云がられれば指導助言をして行くようにして頂くこと 委員会委員に便宜が致しませう。
議 区	外に御意見は有りませぬが、おつては討論を打ち止むと 田長議ふしと呼ぶ
〃	下の討論を打ち止むことに致しませう。
〃	陳情第7号村青年会へ補助金交付を陳情に付て を委員に付しませう。
〃	委員会委員に通り採択することに御異議ありませぬか
〃	委員会委員に通り採択することに御異議ありませぬか
議 長	御異議がなければ、(全会一致で)陳情第7号村青 年会へ補助金交付を陳情に付てを委員会委員に通 り採択することに致しませう。
議 長	休憩致し、午後二時三十分
〃	再開致し、午後二時三十分(三十分)
〃	日程第2の陳情第8号村体育協会へ補助金交付 を陳情に付てを議題と致しませう。
〃	本委員に付ては、財政委員会に付ての上、審査をお願 いして有りませぬが、別紙通り財政委員会より報 告書が送られて有りませう。
〃	委員に付て朗読せしめませう。
〃	財政委員会より報告書をお読みませう。
議 長	本委員に付ては、六月十五日の全会議におつて、委員会 に付ては、本委員に付て六月十五日の参事へ出席せ

求めの博産ふる番査の結果別紙手負合う報告書の通りありヨリヨリ尚詳細に付てつて口答様の貸疑ト云ハレト思ヒヨリ

議長 貸疑を求めます

一七番 歳出でアリヨリ二項一月の負担金(一六〇年)につて説明を初メヨリ

監事 議長

我々が番査して主眼点を申し上げておるに依ります

この組織が全村にわけてあり 役員もわけてあり 会費もわけてあり 事業の施行面も役員ありと

以ては各村で体育事業をありませしが 負担の過重をあると云ひ下 一年半から二村一田と云う

体育を催すようになり 各二ヶ所を徴収して残り口村の補助を引くと 又半年も経つておるが 役員改定が未だおこらぬ 又半年

度のもを 為すに番査してありませ

一七番 負担金の用途について

一八番 地元の負担金をサリます 地元の負担金で事業をふし 又中央にも負担金が出ると

一七番 全村民が会員であるのは 全村民が体育向上を計る意味にかつて 村がその事業を遂行すべきものは

と云ひヨリ 又ボート 新事にヨリ 体協が委託を自ラヨリ 村を代まらして出場することにあつてありませ

その面はフツノロ 村が直接もちと云ふことには

議長 討論を求めます。

一七番 本課情に於て、当然村が負担し、村民の健

康、体育向上を計るべきであり。

又、行事に當るも、本協にまかすと、少小にて、

く、村当局の採択にて、村民の体育向上を計ら

る、に、これとを、希望して、委員合衆に賛成します

議長 外に、意見を、口より、述べ、

田舎、議、あし、と呼ぶ、あり、

御、議、議、が、あり、の、下、計、論、を、行、わ、す、に、お、し、

下、は、理、情、事、を、入、り、を、ま、決、に、計、ら、

本、の、合、衆、を、通、り、採、択、す、る、に、お、り、

田、舎、議、あ、し、と、呼、ぶ、合、衆、

御、里、議、が、あり、の、下、理、情、事、を、入、り、村、民、協、

へ、補、助、金、を、付、け、理、情、事、を、採、択、す、る、に、

に、決、定、を、お、し、

本、の、日、程、に、お、き、を、以、て、全、部、決、り、お、し、

明、日、の、午、時、に、開、会、す、る、に、お、し、

散、会、(午、向、之、時)